

一般社団法人富山県病院薬剤師会定款細則

令和7年1月7日 施行
令和7年5月21日 一部改正

第1章 総 則

第1条 一般社団法人富山県病院薬剤師会定款（以下「定款」という。）によるもののほかは、本細則（以下「細則」という。）の規程による。

第2条 細則の変更は、理事会の3分の2以上の同意を得なければならない。

第2章 会 員

第3条 正会員となるには、別に定める様式により事務局宛に入会を申込み、本会規程の会費を納入することを要する。

2 除名された者や会員資格を喪失した者から再入会の申込みは、理事会で入会の可否を決定し申込者へ通知する。

3 正会員は、氏名、住所、勤務先に変更を生じたとき、又は会員の資格を失ったときは事務局に届けなければならない。

4 正会員が退会しようとするときも前項に準ずる。この場合、退会通知を受けた日をもって退会日とする。

5 正会員は、年会費として17,000円（日病薬会費8,000円、県病薬会費9,000円）を納入するものとする。

第4条 特別会員となるには、その資格を有するものが、正会員に準じた手続きをとるものとする。

2 特別会員は、総会に出席することができる。ただし、表決に加わることはできない。

3 特別会員は、年会費として17,000円（日病薬会費8,000円、県病薬会費9,000円）を納入するものとする。

第5条 賛助会員は、総会に出席することができる。ただし、表決に加わることはできない。

第6条 名誉会員の資格は、終身とし会費の納入を要しない。

2 名誉会員が、病院・診療所に再勤務した場合、希望により正会員に復帰することができる。ただし、復帰した日から名誉会員の資格を失う。

3 名誉会員は、総会に出席することができる。ただし、表決に加わることはできない。

第7条 名誉会員は、次の各号の2以上の条件を満たすものについて理事会で選考し、推薦することができる。

- (1) 本会の発展に著しく貢献したもの
- (2) 本会の会長に就任したもの

- (3) 本会の会長代行、副会長、監事、常務理事、理事、相談役、顧問に通算 15 年以上就任したもの（任意団体時の役職の年数も含む）
 - 2 本会の発展に著しく貢献したと認められるものに対しては、前項の規定に関わらず選考の上、推薦することができる。
 - 3 候補者を推薦しようとするときは、役員がその理由を記し、名誉会員推薦書(様式 1)で会長宛に届ける。会長はこれを理事会に諮り、理事会が推薦し総会での承認を要する。
 - 4 名誉会員には、総会において感謝状を贈呈する。
 - 5 名誉会員は、本会の企画する行事に参加することができる。
- 第 8 条 正会員、特別会員及び賛助会員は入会の申込みと同時に一般社団法人日本病院薬剤師会への入会手続きを各自で行う。
- 2 変更や退会の手続きについても同様とする。

第 3 章 専門委員会

第 9 条 本会会務を円滑に運営するために、次の専門委員会を置く。

- (1) 広報委員会
 - (2) 学術委員会
 - (3) 実務実習・教育委員会
 - (4) 災害対策委員会
 - (5) 薬剤師確保対策委員会
 - (6) 専門・認定支援研修委員会
 - (7) 地域医療連携推進委員会
 - (8) 中小病院・療養病床委員会
- 2 専門委員会には次の担当役員及び委員（以下「委員長等」という。）を置く。
- (1) 担当役員 若干名
 - (2) 委員長 1 名
 - (3) 副委員長 1 名（置くことができる。）
 - (4) 委員 20 名程度（担当役員を含む。）
- 3 委員長は正会員の理事とし、委員は正会員及び特別会員から構成する。
- 第 10 条 担当役員及び委員長は会長が指名し、理事会がこれを承認する。
- 2 委員は委員長が推薦し、理事会がこれを承認する。
 - 3 理事会で承認された委員長等は、会長が委嘱する。

第 11 条 委員長等の任期は、一般社団法人富山県病院薬剤師会定款第 26 条を準用する。

- 2 委員が転退職等により欠損が生じた場合、又は委員会の運営上必要と認めた場合、委員長が推薦し理事会の承認を受けて、会長が若干名の委員を委嘱することができる。

第 12 条 委員長は、理事会で当年度の活動実績を報告し、次年度の活動計画の承認を受けなければならない

い。

第13条 任期途中であっても理事会の承認を得れば、委員の罷免を行うことができる。

第14条 委員会は、次に掲げる場合に開催することができる。

- (1) 委員長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が必要と認めたとき。
- (3) 委員の4分の1以上の要求があったとき。
- (4) 委員長が正当な理由なく、前項の請求があった後1ヶ月以内に委員会召集の手続きを行わないときは、請求者は委員会を招集することができる。

第15条 専門委員会の分掌事項は次のとおりとする。

- (1) 広報委員会
 - ア 広報全般に関する事項
 - イ 会報の編集・出版に関する事項
- (2) 学術委員会
 - ア 職能向上に資することを目的とした事業の企画・運営に関する事項
 - イ 学術発展に寄与する臨床業務に関する事項
- (3) 実務実習・教育委員会
 - ア 薬学生の実務実習に関する事項
 - イ 若手・中堅薬剤師の教育・育成に関する事項
 - ウ 卒後薬剤師教育に関する事項
- (4) 災害対策委員会
 - ア 災害に対する本会の対策・対応等のに関する事項
 - イ 災害に対する専門性の高い薬剤師の育成に関する事項
- (5) 薬剤師確保対策委員会
 - ア 薬剤師確保対策に関する事項
 - イ 会員管理に関する事項
- (6) 専門・認定支援研修委員会
 - ア 専門・認定薬剤師取得支援に関する研修会の企画・運営に関する事項
 - イ 各専門領域における問題点の調査・研究に関する事項
- (7) 地域医療連携推進委員会
 - ア 地域連携の推進に関すること
- (8) 中小病院・療養病床委員会
 - ア 中小病院等における諸問題の調査研究に関する事項

第4章 選挙

第16条 日本病院薬剤師会から委託を受けて選出する代議員及び補欠の代議員の選挙を公正、円滑に行う

ために選挙管理委員会を設ける。

第 17 条 選挙管理委員会は選挙管理委員をもって構成する。

第 18 条 選挙管理委員の数は 5 ～ 10 名とする。

第 19 条 選挙管理委員は理事会において選出する。

第 20 条 選挙管理委員会は選挙管理委員の互選により選挙管理委員長、選挙管理副委員長を選出する。選挙管理委員長は選挙管理委員会を代表して主宰し、選挙管理副委員長は選挙管理委員長を補佐し、必要に応じて選挙管理委員長の職務を代行する。

第 21 条 選挙管理委員の任期は 2 ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

第 22 条 選挙管理委員長、選挙管理副委員長の任期は選挙管理委員と同一とする。ただし、いずれかが欠損となった場合は、あらためて選挙管理委員の互選により選挙管理委員長、選挙管理副委員長を選出する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第 23 条 選挙管理委員会は選挙日の前 30 日までに、選挙の種類、立候補の届出期日、届出先など必要事項を会誌に掲載等により公表しなければならない。

第 24 条 自ら代議員及び補欠の代議員の候補者になろうとする者は立候補届(様式 10)と略歴書(様式 3)とを前条公示に従い選挙管理委員会に提出しなければならない

第 25 条 代議員及び補欠の代議員の候補者に推薦する場合は、候補者ごとに 5 名以上の正会員連署の推薦書(様式 4)と被推薦人の承諾書(様式 5)及び略歴書(様式 3)を前条と同様に選挙管理委員会に提出しなければならない。

第 26 条 選挙管理委員会は前二条届出書類を審査し、適格と認めた者につき、その氏名を正会員に公示する。

第 27 条 第 24 条及び第 25 条に定める代議員又は補欠の代議員の立候補を辞退する場合は、辞退届(様式 11)を選挙管理委員会に提出しなければならない。

第 28 条 細則で定める諸届出用紙は、一般社団法人富山県病院薬剤師会事務局が保管する。

第 29 条 立候補者、推薦候補者及び推薦者は選挙日前 4 ヶ月以上正会員であったものに限る。

第 30 条 選挙管理委員会は投票用紙など選挙に必要な物品を調達管理し、選挙事務をつかさどる。選挙終了後 選挙管理委員長は当選者に対し、当選証書を交付しなければならない。

第 5 章 表 彰

第 31 条 会員の表彰に関しては、以下のように定める。

第 32 条 会員に対する表彰及びその基準は、次のとおりとする。

(富山県病薬賞)

第 33 条 富山県病薬賞の選考基準は次によるものを基本とする。

- (1) 主たる勤務先を退職した富山県病薬会員又は退会後 5 年以内の者で通算 20 年以上本会の会員であったもの
- (2) 病院薬剤師の学術・地位の向上に寄与した者

- (3) 日病薬、富山県病薬の向上・発展に功績のあった者
 - (4) 富山県病薬において、会務及び事業に功績のあった者
 - (5) 別表 1 の点数評価において、20 点以上の評価を得た者
- 2 受賞者は毎年 3 人以内とする。ただし、功労賞受賞者は富山県病薬賞を受賞することができない。
- 3 表彰は、表彰状及び副賞の贈呈をもって行う。
- (功労賞)

第 34 条 功労賞の選定基準は原則、次によるものを基本とする。

- (1) 富山県病薬会員又は退会後 5 年以内の者。なお、対象は原則として表彰選考年度の 4 月 1 日現在、60 歳以上の者
 - (2) 富山県病薬において、会務及び事業に功績のあった者
 - (3) 功労賞に価する活動が認められた者
 - (4) 別表 2 の点数評価において 15 点以上の評価を得た者
- 2 受賞者は毎年 3 人以内とする。ただし、富山県病薬賞受賞者は功労賞を受賞することができない。
- 3 表彰は、表彰状及び副賞の贈呈をもって行う。
- (学術貢献賞)

第 35 条 学術貢献賞の選定基準は次によるものを基本とする。

- (1) 富山県病薬会員として 10 年以上の会員歴を有している者
 - (2) 病院薬剤師の職能を通して病院薬学・医療薬学・基礎薬学分野等で優れた研究業績をあげ、各専門分野及び地域医療の発展に顕著な貢献が認められた者
 - (2) 富山県病薬が主催する学会・研究会・研修会等において継続的に顕著な貢献が認められた者
- 2 推薦時において受賞対象となる研究に関連した原著論文を含む論文を発表していなければならない。
- 3 表彰は、表彰状及び副賞の贈呈をもって行う。

(永年勤続表彰)

第 36 条 永年勤続表彰の選考基準は次によるものを基本とする。

- (1) 通年 20 年以上本会の会員であった者
 - (2) 通年 30 年以上本会の会員であった者
- 2 表彰は、表彰状及び副賞の贈呈をもって行う。

第 37 条 表彰は、総会にて行う。ただし、総会で行えない場合には、一般社団法人富山県病院薬剤師会が主催する集会等で行う。

第 38 条 毎年 3 月 31 日現在で、第 33 条から第 36 条条まで表彰に該当する者について理事会が調査・審議したのち承認する。

第 39 条 表彰の日付は原則として、表彰状の交付日とする。

第 40 条 表彰は、総会にて行う。ただし、総会で行えない場合には、一般社団法人富山県病院薬剤師会が主催する集会等で行う。

- 2 表彰状は原則として、会長から交付する。

第6章 慶 弔

第41条 会員の慶弔に関しては、以下のように定める。

第42条 会員の死亡した場合には遺族に対しての弔意は次のとおりとする。

香料 10,000円及び弔電

第7章 役員の呼称

第43条 当会の代表理事をもって会長とする。

- 2 当会の理事のうち一般法人法における業務執行理事から、副会長、専務理事、常務理事を選任する。
また副会長の中から会長代行を選任することができる。

第8章 常務理事会

第44条 当会は、常務理事会を設置する。

- 2 常務理事会の構成員は、会長、会長代行、副会長、専務理事及び常務理事とする。
3 常務理事会は理事会への提言を行うとともに、理事会から委託された事項について理事会に代わり承認及び実施する。

第9章 附 則

第45条 定款並びに本細則に定めるもののほか、必要な規程は理事会の承認を経て、別に定めることができる。

別表1（第33条第1項関係）

（役職名）	（任期1年間*当たりの点数）
富山県病薬会長	3点
同副会長	2点
日病薬会長	5点
同副会長	4点
同専務理事	4点
同常務理事	3点
同理事・監事	2点
同代議員会議長	2点
同代議員会副議長	1点

同部会・委員	1 点
--------	-----

※同一年に役職が重複する場合は最優位の点数のみ算定できる

別表 2（第 34 条第 1 項関係）

（役職名）	（任期 1 年間当たりの点数）
富山県病薬会長	3 点
同副会長・会長代行	2 点
同常務理事・理事・監事	1 点